

## 退職年金の請求手続きをされる方へ

## 退職年金の支給繰下げの意思確認について

○ 被用者年金制度一元化について

平成27年10月1日から被用者年金制度が一元化されたことに伴い、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間被用者と同様に厚生年金の被保険者となりました。

これに伴い共済年金の職域年金相当部分については廃止となりましたが、新たな公務員制度として、平成27年10月以降の組合員期間を対象とする退職等年金給付（年金払い退職給付）が創設されました。この制度では、退職年金（終身退職年金・有期退職年金）が共済組合から支給されます。

## 〈参考〉

## ◎終身退職年金の算定方法

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}^{(注)}}{\text{支給権者の年齢に応じた終身年金現価率}}$$

(注) 終身退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1 / 2 (組合員期間が10年未満の場合は1 / 4)

## ◎有期退職年金の算定方法

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}^{(注1)}}{\text{支給残月数}^{(注2)} \text{に応じた有期年金現価率}}$$

(注1) 有期退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1 / 2 (組合員期間が10年未満の場合は1 / 4)

(注2) 支給残月数 = 240月または120月 - 当該年の9月までの有期退職年金の支給月数

## ○ 退職年金の支給繰下げ制度

退職年金は、退職後すぐに受け取らず、繰下げて受け取ることもできます。支給繰下げの申出をすると、退職年金の給付算定基礎額には、退職後も申出のあった日の前日の属する月までの利子が引き続き付されます。

終身退職年金は、65歳時点より66歳以降の終身年金現価率が低くなるため、年金額は増額となります。

有期退職年金は、支給残月数に応じた有期年金現価率は変動しないため、現価率による年金額の増額はありません。

※ 支給繰下げを希望する場合、退職年金の請求及び繰下げの申出をするまでの間は年金の支払は受けられません。

※ 厚生年金とは異なり、繰下げた期間に応じた増額率によって退職年金額が増額する仕組みはありません。

## ○ 対象となる方

65歳に達した日以後に退職し、退職年金を受けることができる方

※ 老齢厚生年金及び老齢基礎年金と退職年金は別々のタイミングで受給開始することができます。

## ○ 手続き

支給繰下げを希望される方にご提出いただく書類、及び提出時期は次のとおりです。

提出書類	提出時期	備考
別紙「確認書」	速やかに共済組合に提出してください。	同封の「退職年金決定請求書」は提出しないでください。
「退職年金支給繰下げ決定請求書」	繰下げ受給開始希望時点	当共済組合より請求書を送付いたしますので、繰下げ受給開始希望時期が近づきましたらご連絡ください。

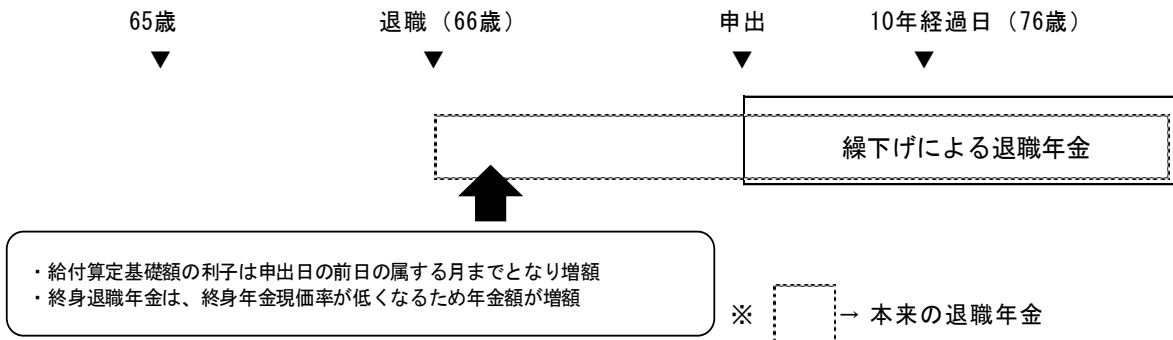
### 【ご注意ください】

支給繰下げの申出が出来るのは、退職した日から起算して10年経過した日（以下「10年経過日」という。）までです（例1）。期日までに支給繰下げを申し出てください。

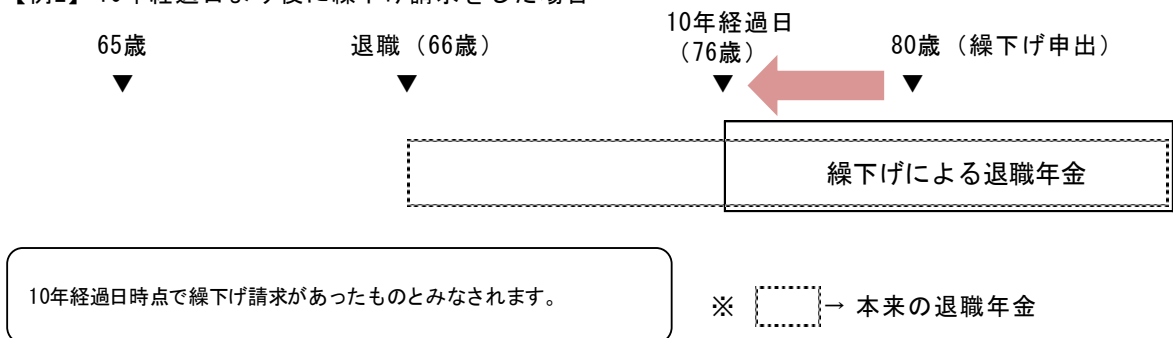
もし、10年経過日より後に支給繰下げの申出をした場合、10年経過日に繰下げの申出があったものとみなされます（例2）。この場合の退職年金は10年経過日の属する月の翌月分から遡及して支払われますが、実際の申出日の時点で5年を経過している部分の年金は時効のため受け取ることができなくなります。退職日から15年を経過する日の前日までに必ず支給繰下げの申出をしてください。

なお、10年経過日より後に退職年金を請求した際に支給繰下げを申し出なかった場合は、退職年金請求日の5年前の日に繰下げの申出があったものとみなされます。（例3）

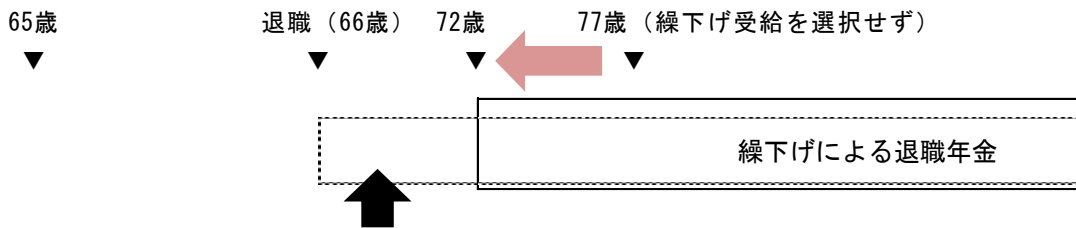
#### 【例1】10年経過日前に繰下げ申出をした場合



#### 【例2】10年経過日より後に繰下げ請求をした場合



【例3】10年経過日より後に退職年金を請求する際、繰下げ受給を選択しない場合



10年経過日より後に退職年金を請求する際、繰下げ受給を選択しない場合には、退職年金請求日の5年前の日に繰下げ申出があったものとみなされます。

※    → 本来の退職年金

### ★ 支給繰下げの意思確認

上記の内容をご理解のうえ繰下げを検討される方は、別紙の確認書に基礎年金番号及び氏名等を記入のうえ共济組合に提出してください（同封の「退職年金決定請求書」は提出しないでください。）。

なお、繰下げの意思のない方は、同封の「退職年金決定請求書」のみを提出してください。この、「退職年金決定請求書」を提出されると繰下げはできなくなり、退職した月の翌月より退職年金が支給されます。

※ この確認書を提出することによって退職年金の支給繰下げが行われるものではなく、支給開始を希望する時期に「退職年金支給繰下げ決定請求書」を共济組合に提出していただくことで支給繰下げが行われますのでご注意ください。

また、この確認書の提出後に支給繰下げを希望しない場合には「退職年金決定請求書」を共济組合に提出してください。退職した月の翌月に遡り退職年金を支給します。

※ 「退職年金決定請求書」または別紙の確認書のどちらか一方を共济組合に提出してください。